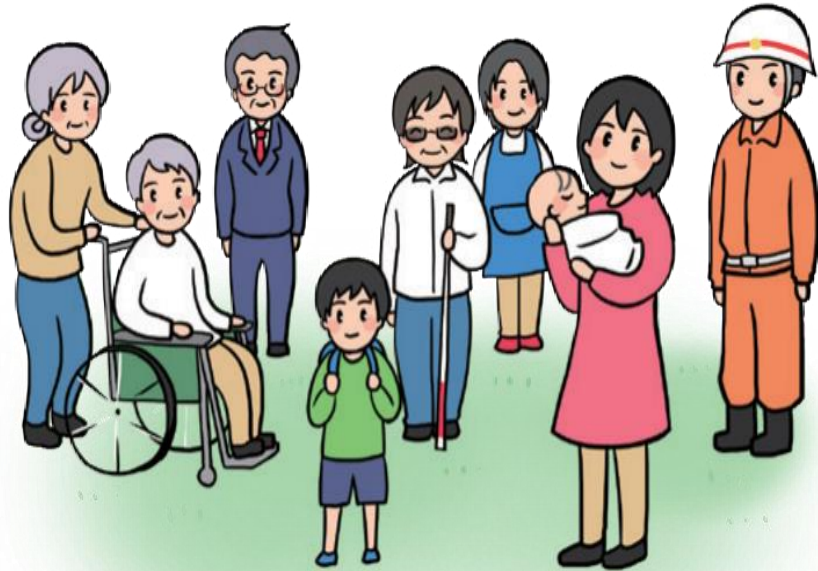


第3回流山市在宅医療介護連携会議（9/19開催）



福祉と防災の連携について

- ・ 地域における支え合い活動
- ・ 個別避難計画

流山市 健康福祉部 福祉政策課

04-7196-6605（課直通）

第3回・内容

報告事項

1. 個別避難計画の作成状況について
2. 市総合防災訓練における障害当事者の参加について
3. 福祉専門職との災害時安否確認の情報提供に関する協定について

協議事項

1. 地域BCPについて（案の提示）
2. 災害対応研修の企画について

個別避難計画の作成状況

- R6.8本格着手以降、福祉専門職と連携して対応している。
- 自治会、障害者団体など地域ぐるみでの取組みについても並行して実施している。
- 今後も、人工透析患者など医療機関と一層の連携を図り対応していく予定。

1. 報告事項		2. 作成要件		3. 配慮要件	
本人・家族	2	①要介護3以上	26	①人工呼吸器	9★
福祉政策課	2	②身体障害者手帳	117	(小児・成人)	
事業所	74	1・2級、療育手帳④等		②人工透析	90★
自治会	4	③その他	30	③医療的ケア	6
障害者団体	5	合計	173	④インスリン等の必須	17
病院	86★	※重複する場合は上位を優先する		薬品使用者	
合計	173			※推計:医療的ケア児(18歳未満)11人	

個別避難計画の内容をどのように支援に結び付けるか（資器材・安否確認手法ほか）3

市総合防災訓練における障害当事者の参加

- 障害当事者からの声を受けて当事者参加を推進。障害への理解推進としても活用する。
- 避難所運営訓練として、障害当事者のニーズやその配慮について周知する。
- 災害時の電源確保策、段ボールベッド・パーテーションなどの体験を実施する。

日時:10月19日(日)9:30-12:00

場所:南流山第二小学校・武道場

避難所運営訓練

障害特性に配慮した受付、
運営を知る機会

流山市地域自立支援協議会
地域生活支援部（編）

「災害の時、
私たちを助けて
ください!!」



大型ポータブル蓄電池

約200台のスマートフォンを充電できる大容量蓄電池。USB, コンセント対応 ※医療的ケアにより電源を必要とする方が優先的に避難できる福祉避難所（特別養護老人ホーム月の船・野々下1丁目）には更に大容量の蓄電池を設置しています。



外部給電器

（公用電気自動車接続用）

市で複数台所有する電気自動車に接続し、外部電源や電気機器に給電します。必要な場所への持ち運びが可能です。※平常時は流山市役所に2台保管しています。

電源確保策に加えて個別避難計画の作成体験についても実施予定

福祉専門職との災害時安否確認の情報提供に関する協定

- 事業所BCPとして収集した安否確認情報について市へ情報提供して頂くもの。
- 安否確認の後、支援者有無や状態に応じて継続的な人的・物的支援へと早急につなぐ。
- 人的・物的支援をどのように確保していくのは継続的な課題となっている。

①プッシュ型支援群
人工呼吸器装着等

・訪問診療・**訪問看護** ★

日頃の医療・介護サービス提供における
マネジメント・緊急対応の主体を想定

②必要時医療調整群
人工透析、インシュリン等

・**ケアマネジャー：契約者** ★
・高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）
：介護予防ケアプラン契約者
・相談支援専門員：計画相談支援契約者
※必要時、支援チームの依頼によって契約者以外も対応

③ケア配慮群
中重度の要介護者・障害者等

④合理的配慮群
身体・精神・知的障害児者及び妊産婦、乳幼児等

・自治会、民生委員など、地域住民の協力
【今後の検討事項】
・安否情報を本人や家族自らが登録・発信

⑤その他の市民

11/6開催予定 流山市介護支援専門員連絡会と市の間で協定締結式

協定のポイント

本協定の目的

災害発生時において、事業者ごとの業務継続計画に基づいて、支援者本人や家族の安全を確保したうえで、サービス利用者の所在、健康状態、生活状況等の把握が行われることが想定される。

安否確認情報を有効に活用し、福祉的な支援が必要と判断される方に、市及び医療福祉関係者が連携して継続的な支援を行い、防ぎ得る死と二次健康被害の最小化を目的とする。

発動する災害基準

(1) から (3) に該当しない程度の災害や想定しない状況が発生した場合であっても、オールハザード（全災害対応型）アプローチとして発動するものとする。

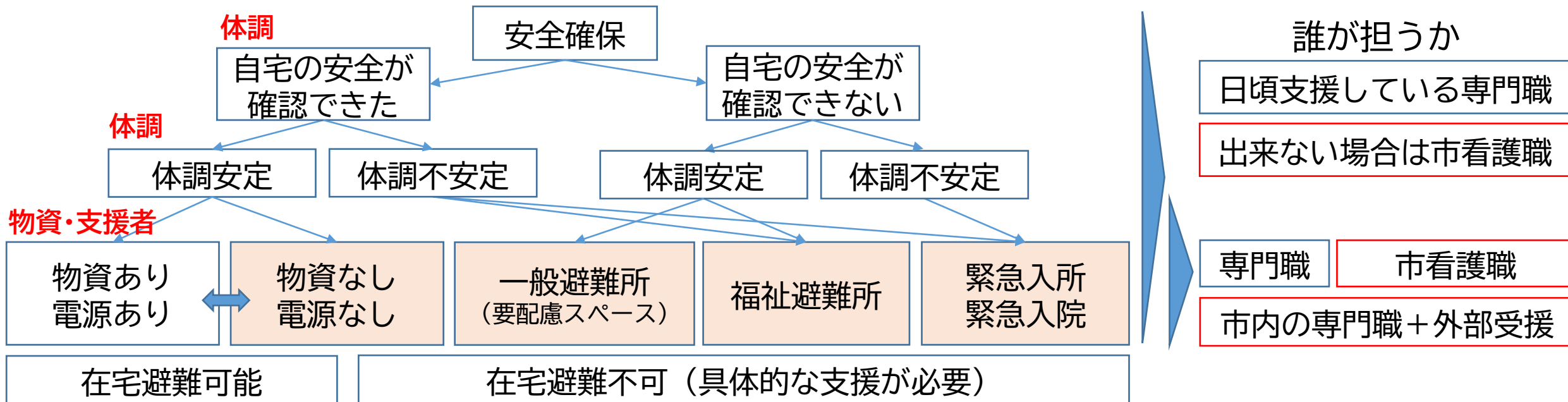
- (1) 流山市内で震度6強以上の地震が発生した場合
- (2) 避難指示が発令された風水害が発生した場合
- (3) 地震または風水害によらず、電気、ガス、水等のライフラインが長時間停止した場合またはその恐れがある場合
- (4) その他避難を要する場合

優先順位が高い要支援者について個別避難計画の作成を推進することも依頼するもの。

安否確認の優先順位

人工呼吸器や在宅酸素療法など医療依存度の高い者、独居世帯、認知症などの身体状況や生活状況を判断して行うものとする。なお、医療依存度の高い者は、訪問診療、訪問看護においても安否確認が実施される可能性があるため、平常時から情報共有・対応の調整が図られることが望ましい。

参考：安否確認（実施主体・ながれ）



特に優先度の高い群①②の対応

1. 医療依存度の高い群に『安否確認』だけを重複して行うよりも、在宅避難が困難になった場合に、物資、電源、移送、緊急入所・入院等の具体的な支援が必要。
※安否確認は基本的に日頃支援している専門職が実施する。事業所が人的被害等により安否確認が行えない場合は、市看護職が行う。（情報共有が大切）
2. 具体的な支援が必要になった場合のSOSの発信方法
3. 継続モニタリング、物資の配送、移送などには、人手＋手段（福祉車両）が必要

第3回・内容

報告事項

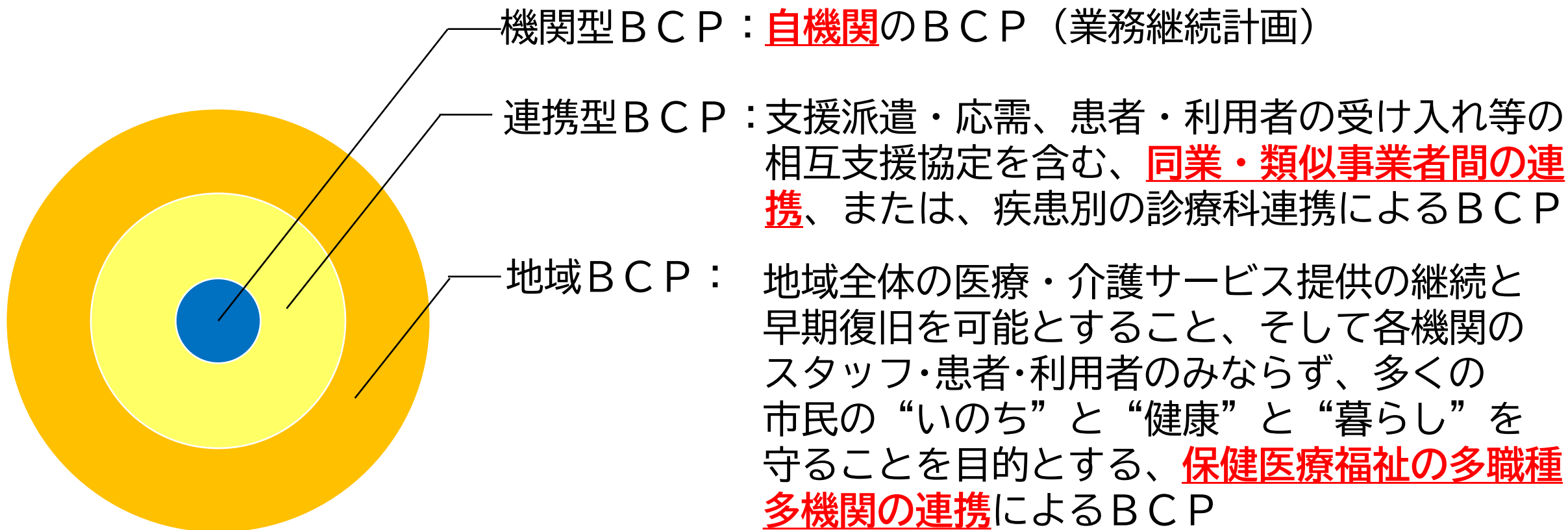
1. 個別避難計画の作成状況について
2. 市総合防災訓練における障害当事者の参加について
3. 福祉専門職との災害時安否確認の情報提供に関する協定について

協議事項

1. 地域BCPについて（案の提示）
2. 災害対応研修の企画について

流山市版・地域BCPの策定に向けて

- 災害発生時に急増する医療・介護サービスの提供体制を確保し、災害関連死等を防ぐ。
- 地域連携の相互支援により、地域全体の医療・介護サービスの提供体制を継続する。
- 安否確認後に必要となる人的・物的支援の一助となるよう事前の体制を構築したい。



流山市版・地域BCPの策定に向けて

- 国が示す地域BCPの趣旨等は、当会議におけるこれまでの議論と大きな相違はない。
- 各事業者の機関型BCPとの整合性や発展性も含めて議論が必要である。



流山市版・地域BCPの策定に向けて

BCPの目的

- (1) 医療・介護サービスのニーズが一時的に急増した場合においても、市内の医療・介護サービス利用者に、適切な支援を提供することで、防ぎ得る死（災害関連死）と二次健康被害の最小化を図ること。
- (2) 事業者の自助だけでは対応不能な人的・物的被害が発生した場合においても、地域連携の相互支援により、地域全体の医療・介護サービスの提供体制を継続すること。

発動する災害基準

(1) から (3) に該当しない程度の災害や想定しない状況が発生した場合であっても、オールハザード（全災害対応型）アプローチとして発動するものとする。

- (1) 流山市内で震度6強以上の地震が発生した場合
- (2) 避難指示が発令された風水害が発生した場合
- (3) 地震または風水害によらず、電気、ガス、水等のライフラインが長時間停止した場合またはその恐れがある場合
- (4) その他避難を要する場合

流山市版・地域BCPの策定に向けて

相互連携による支援内容

災害により、医療・介護サービスのニーズが一時的に急増した場合や各事業者の自助だけでは対応不能な人的・物的被害が発生した場合に下記の支援を行うことを想定する。

- (1) 人工呼吸器を利用する医療依存度または電源依存度の高い者、要介護認定者、障害者等を行う安否確認※福祉専門職の安否確認を補完するもの
- (2) 安否確認のうえ、直ちに医療機関への入院及び介護保険施設への入所が必要な者または福祉避難所への移送が必要な者に対する搬送支援（人員及び車両の提供）
- (3) 後方支援医療機関や市外施設及び避難所への搬送支援（人員及び車両の提供）
- (4) 被災した事業者及び福祉避難所開設事業者への支援（事業者間の人的・物的支援）
- (5) 在宅避難者等への医療・介護サービスの提供（車中泊含む）
- (6) その他必要な支援

地域BCPにおける事業者支援について

「基本的な考え方」：各事業者の自助だけでは対応不能な人的・物的被害が発生した場合にサービス提供を維持することを目的として相互支援を依頼するもの。

※甚大な人的・物的被害により、運営そのものが不能となった場合においては、地域全体での人材の雇用維持、サービス提供体制維持の観点からマッチング機能を行うことについても想定する。（事前の法人間・事業所間の連携についても推進する。）

流山市版・地域BCPの策定に向けて

市の責務

災害時には、市が被害情報を集約し支援ニーズを調整した後に、各事業者への支援を依頼する大きな責務がある。災害時に責務を果たせるよう平常時から備えを高める必要がある。

- (1) 医療・介護サービス提供事業者との協定推進
- (2) 災害時対応力の向上を目的とした研修会及び訓練等の実施
- (3) 指揮命令系統の確立
- (4) 情報伝達手段の確保
- (5) 集約情報の一元管理

平常時の対応について

大規模な災害に備えて、日頃から市と事業者が相互に連携して各種取組みを行う。

- 災害対策の基本的知識の習得、防災訓練等への参加
- 市及び事業者双方の業務継続計画の作成および定期的な見直し
- 個別避難計画の作成推進

情報伝達、情報集約に関するカナミツクの推進について

流山市と事業者間の情報伝達、情報集約の方法については、できる限り情報共有システム（カナミツク）を活用することとし、補助手段として、電話・インターネットメール・ファクシミリを利用する。

流山市版・地域BCPの策定に向けて

費用負担（支出区分の順序）

災害時における市の医療・介護サービスの提供において、本協定における支援内容は重要と考えており、事業者が無償労働することの無いよう配慮することが重要である。

※災害規模等の特例に応じて、様々な調整が必要となることから各事業者において支出額等の整理を要する。

- （１）介護保険の保険給付による支弁（特例的な扱い含む）
- （２）福祉避難所及び在宅避難者等の支援における災害救助法による実費弁償
- （３）上記で適用できない費用については、費用の範囲及び支出額を協議の上、市が負担する

策定に向けた課題

- 理念的な取扱いに留めるか、協定締結を行うべきか（個々の機関または事業者部会等の団体単位など協定先も検討の余地がある。）
- 介護事業以外の横展開（医師会・歯科医師会・薬剤師会、地域包括支援センター、障害関係事業所）
- 策定後の進捗管理（定期的な研修会及び訓練の実施等）

災害対応研修の企画について

- 災害の基本（ハザードマップ、災害情報、在宅避難の推奨、避難所の情報等）
- 福祉と防災の連携（地域支え合い活動、個別避難計画）
- 各機関の災害対応取組の横展開
- シミュレーション（要支援者の属性ごとに想定し訓練する）

例:居住場所*世帯状況*災害発生状況*疾病・要配慮事項*支援者の有無